現

【本編】

Ⅲ-3-1 登録の申請、届出書等の受理

貸金業の登録の申請並びに変更及び登録簿の閲覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1)登録申請書、届出書の受理

①~③ (略)

- ④ 法人であって、<u>施行規則第4条第3項第9号</u>に規定するものを有しない者に対する<u>同項第8号</u>に規定する「貸借対照表又はこれに代わる書面」の内容の確認又は個人に対する<u>同項第10号</u>に規定する「財産に関する調書」(以下「財産調書」という。)の内容の確認に当たっては、必要に応じ、例えば、以下のような書面によるものとする。イ. ~ ホ. (略)
- ⑤ (略)
- (2)登録の申請の審査
 - ①・② (略)
 - ③ 申請者が法人である場合、法第6条第1項第14号の財産的要件の審査に当たっては、施行規則第4条第3項第9号若しくはⅢ-3-1(1)④に規定する書類又は必要に応じて申請者に対するヒアリングにより、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成された貸借対照表に基づく純資産額であるかを確認するものとする。
 - ④~⑧ (略)

【本編】

Ⅲ-3-1 登録の申請、届出書等の受理

貸金業の登録の申請並びに変更及び登録簿の閲覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

正

案

改

(1)登録申請書、届出書の受理

①~③ (略)

- ④ 法人であって、<u>施行規則第4条第3項第11号</u>に規定するものを有しない者に対する<u>同項第10号</u>に規定する「貸借対照表又はこれに代わる書面」の内容の確認又は個人に対する<u>同項第12号</u>に規定する「財産に関する調書」(以下「財産調書」という。)の内容の確認に当たっては、必要に応じ、例えば、以下のような書面によるものとする。イ、~ホ. (略)
- ⑤ (略)
- (2)登録の申請の審査
 - ①・② (略)
 - ③ 申請者が法人である場合、法第6条第1項第 14 号の財産的要件の審査に当たっては、施行規則第4条第3項第 11 号若しくはⅢ-3-1 (1)④に規定する書類又は必要に応じて申請者に対するヒアリングにより、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成された貸借対照表に基づく純資産額であるかを確認するものとする。
 - ④~⑧ (略)

/-	_,
現 行	改正案
貸金業者登録審査事務チェックリスト(貸金業を的確に遂行するための必要	貸金業者登録審査事務チェックリスト(貸金業を的確に遂行するための必要
な体制)	な体制)
申請者名:	申請者名:
(注)適否欄、該当なしは「—」を記入	(注)適否欄、該当なしは「—」を記入
審査担当者 審査日:平成 年 月 日	審査担当者 審査日:平成 年 月 日
適否 審 査 内 容	適否 審 査 内 容
貸金業の業務に関する社内規則(施行規則第4条第3項第12号)	貸金業の業務に関する社内規則(施行規則第4条第3項第14号)
(略)	(略)
内部管理に関する業務を行う組織の概要等(<u>施行規則4条3項13号</u>)	内部管理に関する業務を行う組織の概要等(<u>施行規則第4条第3項第15</u>
	<u>号</u>)
(略)	(略)